

新型コロナウイルス感染症による「緊急事態宣言」への対応について (1月14日更新)

公益財団法人関西生産性本部

政府の緊急事態宣言の発令に伴い、当本部におきましては、当面の間（現時点では2月7日まで）事務局体制を下記の通りとさせていただきます。

- ・感染拡大防止のため、業務上必要とする場合を除いて、当本部の職員は「在宅勤務」を行っております。
- ・ご訪問いただいたお客様には入口における手指のアルコール消毒など、感染防止へのご協力をお願いさせていただきます。
- ・担当職員が不在の場合、対応に時間を要する可能性がございます。

ご迷惑をおかけいたしますが、皆さま方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束と、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈りいたします。

以上